

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2021 年 8 月 6 日号 (No.357)

- I. 全人代レベル
- II. 国務院レベル
- III. 中央行政部門レベル
 - 1. 『公平競争審査制度実施細則』
- IV. 司法解釈等
- V. 地方レベル
- VI. その他 (意見募集稿等)
 - 1. 『ネットワーク安全審査規則 (改正草案意見募集稿)』

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>

弁護士 石本 茂彦
☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉
☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石
☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光
☎ 03-6266-8748

- I. 全人代レベル
該当なし
- II. 国務院レベル
該当なし
- III. 中央行政部門レベル

- 1. 『公平競争審査制度実施細則』
(原文「关于印发《公平競争審査制度実施細則》的通知」)
国市監反壟規〔2021〕2号
国家市場監督管理総局、国家發展改革委員会、財政部、商務部、司法部 2021 年 6 月 29 日公布、同日施行

公平競争審査制度とは、行政機関等の政策制定機関が規則・規章等の市場経済活動に関係する政策措置を制定する場合に、事前に市場競争の排除又は制限効果の有無に関して審査を行わなければならないとする制度であり、2016 年 6 月 1 日に国務院が公布した「市場体系の建設における公平競争審査制度の建設に関する意見」(以下「本意見」という。)により設けられた(なお、「独占禁止法」第 5 章では、行政権限の濫用による競争の排除・制限に関する内容が規定されており、特に同法 37 条では、行政機関は、行政権限を濫用して、競争を排除・制限する内容を含む規定を制定してはならないとされている。)。これを受けて、2017 年 10 月 23 日、国家發展改革委員会等の 5 つの部門が、「公平競争審査制度実施細則 (暫定)」¹ (以下「暫定細則」とい

¹ 发改価監〔2017〕1849 号、国家發展改革委員会、財政部、商務部、国家工商行政管理総局、国務院法制弁公室 2017 年 10 月 23 日公布、同日施行。本ニュースレター No.266 (2017 年 12 月 1 日) をご参

中国最新法令〈速報〉

う。)を公布・施行していた。

2021年6月29日、これら5つの部門は、公平競争審査制度を全面的に徹底させ、公平競争審査の審査体制を改善するため、近年公平競争審査を執行する過程において生じた問題等を踏まえ、「独占禁止法」及び本意見に基づき、「公平競争審査制度実施細則」(以下「本細則」という。)を正式な実施細則として公布し、施行したものである。なお、暫定細則は、本細則の公布・施行と同時に廃止された。

本細則は、暫定細則の内容を修正・補足したものであり、特に審査手続き、審査基準の内容及び態様、監督及び責任追及の仕組み等をより詳細に規定したものである。

本細則の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 公平競争審査制度の概要

本細則は、公平競争審査の審査対象及び審査後の対応等について明記した。

具体的には、行政機関及び法律法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織(以下「政策制定機関」という。)が、市場参入・撤退、産業発展、投資誘致、入札応募、政府調達、経営行為規範、資格標準等の市場主体による経済活動に関係する規則、規範性文書、その他の政策性文書及び「一案件毎に個別に協議する」²形の具体的な政策措置(以下「政策措置」と総称する。)を制定する際に、公平競争審査を行い、当該政策措置の市場競争への影響を評価し、市場競争の排除・制限を防止しなければならないとされている(2条1項)。

公平競争審査の審査対象について、本細則では、上記の政策措置に加え、以下のものも含めるとして、審査の対象範囲を拡大している。すなわち、市場主体による経済活動に関係する行政法規、国务院が制定した政策措置、並びに政府部門が起草した地方性法規、自治条例及び単行条例については、起草担当部門が起草過程において本細則の規定に従って公平競争審査を行わなければならない、公平競争審査を受けていないものを審議に付してはならないとされている(3条1項)。

公平競争審査の結果、当該政策措置が市場競争の排除・制限効果を有せず、又は例外規定に合致すると認定された場合、関連政策措置を実施することができる。一方で、当該政策措置が市場競争の排除・制限効果を有し、かつ例外規定に合致しないと認定された場合には、関連政策措置を公布してはならず、又は関連する要求に合致するよう調整された後に公布することができる。公平競争審査を受けていない政策措置を公布してはならないとされている(2条2項)。

(2) 審査手続

政策制定機関は、公平競争内部審査体制を構築・整備し、審査機構及び手続きを明確にしたうえで、審査の基本フローに従い、関連政策措置が審査対象に該当する

照くください。

² 中国語では「一事一議」である。本細則は、その他の政策性文書及び「一案件毎に個別に協議する」形の具体的な政策措置を初めて審査対象として組み込んだ。

中国最新法令 < 速報 >

か否かを識別し、審査基準に違反するか否かを判断し、例外規定が適用されるか否かを分析しなければならない。審査対象に属すると判断した場合、審査後に明確な審査の結論書を作成しなければならないとされている（5条、6条）。

政策制定機関が公平競争審査を行う過程において、適切な方式で利害関係者³の意見を徴求し、又は社会に向けた意見公募を行わなければならない（7条1項）。ただし、政策措置を起草するその他の段階において既に利害関係者の意見を募集したことがあり、又は社会に向けて意見を募集したことがある場合には、公平競争審査において意見を募集しないことができるとされている（7条2項）。関連政策措置が公布された後も、政策制定機関は、関連政策措置が統一市場及び公平な競争に影響する状況について定期的に評価しなければならないとされ、評価を経て、統一市場及び公平な競争を妨害すると認められた場合には、速やかに廃止又は修正しなければならないとされている（12条）。

(3) 審査基準

本細則は、公平競争審査において、前記のとおり、審査基準に違反するかを判断することとしているところ、「市場参入及び撤退」、「商品及び要素（サービス）の自由流動」、「生産経営コスト」、及び「生産経営行為」という4つの分野に関して、下表記載のとおり、審査基準（禁止措置）を明確にした（第三章）。なお、本細則は、各分野において審査基準に違反することとなる政策措置の具体例も示している。

項目	禁止措置
市場参入及び撤退に関する基準 (13条)	<ul style="list-style-type: none"> ① 不合理又は差別的な市場参入条件及び撤退条件を設置すること ② 公平な競争を経ずに事業者特別許可経営権を付与すること ③ 特定の事業者の提供する商品又はサービスを取扱い、購入し、使用するよう限定すること ④ 法律、行政法規、国务院規定の根拠がない審査認可、又は行政審査認可の性質を有する事前届出手続を設定すること ⑤ 市場参入ネガティブリスト以外の業種、分野、業務等に対する審査認可手続を設定すること
商品及び要素の自由流動に関する基準 (14条)	<ul style="list-style-type: none"> ① 他の地域及び輸入商品、サービスに対して差別的な価格及び差別的な補助金政策を実施すること ② 他の地域及び輸入商品、サービスの当該地域市場への参入を制限すること、又は当該地域の商品の搬出、サービスの輸出を阻害すること ③ 他の地域の事業者による当該地域の入札活動への参加を排斥し、又は制限すること ④ 他の地域の事業者による当該地域における投資、又は支店等の設立を排斥し、制限し、又は強制すること ⑤ 他の地域の事業者による当該地域における投資又は当該事業者が設立した支店に対して差別的取扱いを実施してその合法的權益を侵害すること

³ 利害関係者とは、関連市場における競争に参加する事業者、川上・川下事業者、業界団体商会、消費者及び当該政策措置が市場競争への公平な参加に影響を及ぼす可能性があるその他の市場主体を指している（7条3項）。

中国最新法令 < 速報 >

生産経営 コストへの 影響に 関する基 準 (15条)	①特定の事業者に対して違法に優遇政策を行うこと ②財政支出の計画を、特定の事業者が納付する税金又は非課税収入と結び付けること ③特定の事業者の納付すべき社会保険料を法律又は規則に違反して減免又は徴集猶予すること ④法律による規定以外において事業者に各種の補償金の提供を要求し、又は事業者の各種の補償金を差し押さえること
生産経営行 為への影響 に関する基 準 (16条)	①事業者が「独占禁止法」が禁止する独占行為に従事することを強制すること ②事業者の生産経営に係る機微な情報を違法に開示し、又は関連情報の開示を違法に要求すること ③価格決定の権限を逸脱して政府が価格を決定すること ④市場調節価格を実行する商品及びサービスの価格水準に違法に干渉すること

(4) 例外規定

本細則は、政策措置が一定の競争制限効果を有するが、下記の状況のいずれかに該当する場合、例外的に当該政策措置を公布・施行することができる⁴とする（17条1項）。

- ①国家経済の安全、文化の安全、科学技術の安全を維持し、又は国防建設に係る場合
- ②貧困脱却扶助開発、災害救助等の社会保障目的を実現するためのものである場合
- ③エネルギー資源の節約、生態環境の保護、公共衛生・健康・安全の維持等、社会公共の利益を実現するためのものである場合
- ④法律、行政法規に定めるその他の事由による場合

(5) その他

本細則は、公平競争審査における第三者評価の実施（第5章）、社会による監督・通報（25条）、本細則に違反する行為の責任追及（27条）等についても規定している。

（全31条）

IV. 司法解釈等

該当なし

V. 地方レベル

該当なし

⁴ なお、①ないし③に該当する場合、政策制定機関は、関連政策措置が政策目的のために不可欠であり、かつ競争制限の効果が重大でないことを説明し、さらに明確な実施期限を設ける必要がある（17条2項）。

中国最新法令 < 速報 >

VI. その他（意見募集稿等）

1. 『ネットワーク安全審査規則（改正草案意見募集稿）』

（原文「关于《网络安全审查办法（修订草案征求意见稿）》公开征求意见的通知」）

国家インターネット情報弁公室、2021年7月10日公布、意見募集期限2021年7月25日

国家インターネット情報弁公室は、2021年7月10日、「『ネットワーク安全審査規則（改正草案意見募集稿）』の意見公募に関する通知」を公布し、2020年6月1日に施行された「ネットワーク安全審査規則」⁵（以下、「現行規則」という。）の改正について、パブリックコメントを求めた。パブリックコメントの受付締切日は2021年7月25日である。

中国当局は、近時、インターネット上のプラットフォーム事業者が国外の株式市場に上場し、当該株式市場のルールに従うこと等によりその保有する中国国内の情報やデータが国外へ流出するリスクを懸念しており、一部の企業に対して安全審査を実施している⁶。このような背景のもと、現行規則に対する改正が検討されているとも考えられる。

なお、中国の事業者が、国外の株式市場に上場する場合、別途外国法人を設立し、その外国法人を上場させることが多いが、ネットワーク安全審査は、明文の規定はないが、実質上、海外で上場された外国法人の行為を対象としていると思われる。

上記意見公募の対象となる改正草案意見募集稿（以下、「本改正案」という。）は、「国家安全法」、「ネットワーク安全法」に加えて、2021年6月10日に公布された「データ安全法」⁷も上位法とし、データの国外流出に対する懸念等から、審査を実効的なものとするべく、ネットワーク安全審査の適用対象や自主申告義務者の範囲を拡大し、これに伴って審査における考慮要素を追加する等の改正を行った。また、本改正案は、中国証券監督管理委員会を国家ネットワーク安全審査業務体制の構成部門に追加し、中国企業の国外上場への規制を強めた。

本改正案は現行規則の枠組みを踏襲している。以下では現行規則からの変更箇所を中心に紹介する。なお、本改正案は、現時点では草案であるため、法令として公布・施行されるまでは法的拘束力を有しないことに留意されたい。

⁵ [本ニュースレターNo.327（2020年5月15日発行）](#)をご参照ください。

⁶ 現行規則15条では、「ネットワーク安全審査業務体制の構成単位が国家の安全に影響を及ぼし又は影響を及ぼすおそれがあると判断したネットワーク製品及びサービス」について、事業者による自主申告がない場合にも当局が審査を行うことが可能となっており、近時の国外上場企業への審査が行われた事例においても、当局はそのようなおそれがあるとして、審査を開始したものと推測される。本改正案では、当該条文に基づく審査がなされる場合として「国外上場行為」が明示的に加えられたことに加えて、近時の案件では企業の上場直後に審査が開始され、更にその直後に本改正案が公布されたことも考え合わせると、本改正によって既に国外に上場している企業も含めた国外上場行為への審査を強化しようとする当局の姿勢が見て取れる。

⁷ [本ニュースレターNo.354（2021年6月25日発行）](#)をご参照ください。

中国最新法令〈速報〉

(1) 適用対象の拡大

現行規則において、ネットワーク安全審査の適用対象は、重要情報インフラ運営者⁸によるネットワーク製品及びサービス⁹の調達行為となっているが、本改正案では、データ安全法の適用対象である、データ取扱者によるデータ取扱行為¹⁰も適用対象に組み入れられている（2条）。これにより、本改正案が可決されれば、重要情報インフラ運営者のみならず、データ取扱者も審査対象になり得ることになる。

(2) 自主申告義務者の拡大及び申告資料の追加

現行規則においては、規則の適用を受ける者が、ネットワーク製品及びサービスを調達する際に、国の安全に影響を与える又はそのおそれがあると予め判断した場合は、ネットワーク安全審査弁公室に対し、ネットワーク安全審査の自主申告を行わなければならないとされているが（5条1項）、本改正案では、上記ケースに加えて、100万人を超えるユーザーの個人情報を把握する運営者¹¹が国外で上場する場合も、ネットワーク安全審査弁公室に対し、申告しなければならないと規定されている¹²（6条）。

また、国外上場のために申告を行う際に、提出予定のIPO資料を中国当局に提出しなければならないとされている（8条）。

(3) 審査時の考慮要素の追加

現行規則では、審査時の考慮要素として、ネットワーク製品及びサービスの調達によってもたらされるおそれのある国家安全リスクに関する要素が記載されていた

⁸ 「重要情報インフラ」の定義は、現行規則及び本改正案には置かれていないが、「ネットワーク安全法」31条1項において、「公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務等の重要な業界及び分野、並びにその他のひとたび破壊され、機能を喪失し、又はデータが漏洩すると国の安全、国の経済や人民の生活、公共の利益に深刻な危害が及ぶおそれのある重要情報インフラ」と規定されている。また、国家インターネット情報弁公室は、2017年7月10日に「重要情報インフラ安全保護条例（意見募集稿）」を公布し、重要情報インフラの範囲をさらに明確化し、関連部門と別途「重要情報インフラ識別ガイドライン」を作成することを企図したが、同条例は未だ正式に公布されていない。重要情報インフラ運営者とは、そのような重要情報インフラを運営している者であって、重要情報インフラ保護業務部門の認定を受けたものを指す（21条）。その認定方法については、不明確な点が残っているものの、現時点では「国家ネットワーク安全検査業務ガイドライン」を参考にすることができる。但し、将来、「重要情報インフラ条例」及び「重要情報インフラ識別ガイドライン」の公布により改正される可能性があることに留意されたい。

⁹ 「ネットワーク製品及びサービス」とは、主に、核心的なネットワーク設備、重要な通信製品、高性能コンピュータ及びサーバー、大容量記憶装置、大型のデータベース及びアプリケーションソフトウェア、ネットワーク安全設備、クラウドコンピューティングサービス、並びにその他重要情報インフラの安全に重要な影響を及ぼすネットワーク製品及びサービスをいう（21条2項）（下線部分は本改正案で追加された部分である）。

¹⁰ 「データ取扱者」の定義は、現行規則及び本改正案には置かれていないが、「データ安全法」3条2項において、データの取扱には、データの収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開等が含まれると規定されている。

¹¹ 現時点では公式な解釈がないものの、中国企業の国外上場の実務上、中国国外に設立されている法人を上場主体とすることが一般的であることから、ここで言う運営者には外国法人も含まれ得ると思われる。

¹² 上記脚注7で述べたような当局の積極的姿勢に照らせば、本改正案6条の「国外で上場する場合」に、すでに国外で上場している企業による株式の追加発行や債券発行等も含まれるものと拡大解釈される可能性もあるため、今後の運用を注視する必要がある。

中国最新法令〈速報〉

が、本改正案では上記リスクに加えて、データ取扱行為及び国外上場によりもたらされるおそれのある国家安全リスクに関する要素も審査時の考慮要素とすると記載された。具体的な考慮要素は以下のとおりである（10 条）（下線部分は本改正案で追加された部分である）。

- ① 製品及びサービスの使用により、重要情報インフラが不法に制御、妨害又は破壊されるリスク
- ② 製品及びサービスの供給中断が重要情報インフラ業務の継続に及ぼす危険性
- ③ 製品及びサービスの安全性、開放性、透明性、提供元の多様性、供給ルートの信頼性、及び政治・外交・貿易等の要素によって供給中断が起きるリスク
- ④ 製品及びサービスの提供者による、中国の法律、行政法規、部門規則の遵守状況
- ⑤ 核心的データ¹³、重要データ¹⁴又は大量の個人情報が窃取、漏洩、毀損若しくは違法利用され、又は域外移転されるリスク
- ⑥ 国外上場後に、重要情報インフラ、核心的データ、重要データ又は大量の個人情報が国外政府による影響を受け、又はこれにより制御され、悪意利用されるリスク
- ⑦ 重要情報インフラの安全及び国家のデータ安全を害するおそれのあるその他の要素

（4）特別審査手続きの期間延長

ネットワーク安全審査の具体的な手続きは、初期審査と特別審査に分けられるが、初期審査においてネットワーク安全審査業務体制の構成部門及び関連部門の意見が一致しない場合は特別審査手続きに入ることになる（12 条）。現行規則では、特別審査手続きの所要期間は原則 45 業務日とし、状況が複雑である場合には延長することができるとされていたが、本改正案では、45 業務日という原則期間が 3 か月に延長された（14 条）。

（全 23 条）

¹³ 「核心的データ」の定義は、現行規則及び本改正案には置かれていないが、「データ安全法」21 条において、「国の安全、国民経済の命脈、重要な民生、重大な公共の利益等に関係するデータは、国家核心的データに属する」と規定されており、そのような国家核心的データは本改正案にいう「核心的データ」に含まれるものと考えられる。

¹⁴ 「重要データ」については、重要データ目録が今後制定される見込みである（「データ安全法」21 条）。

中国最新法令 < 速報 >

セミナー情報

- セミナー 『Q&A で学ぶ中国「反外国制裁法」の影響と実務解説』

開催日時 2021年8月25日(水) 14:00~16:00

講師 宇賀神 崇

主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『第4666回金融ファクシミリ新聞社セミナー「中国「反外国制裁法」のインパクトー現地事情に詳しい弁護士が今後の影響などを緊急解説！ー』

開催日時 2021年8月20日(金) 9:30~11:30

講師 宇賀神 崇

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

NEWS

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集(随時更新)**

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万理、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、解高潔、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、孟立惠、張雪駿、沈暘、李昕陽、向師慧、崔北媿

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5223-7736
FAX : 03-5223-7636
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大廈 6 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com